

リスクアセスメント対象物における 濃度基準値の追加について

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第 196 号)が 2024 年 5 月 8 日に告示され、リスクアセスメント対象物のうち、新たにアクリル酸等 112 物質の濃度基準値が定められました。

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、濃度基準値以下にしなければならないこととされ、既に 67 物質について濃度基準値が定められています。(令和 5 年厚生労働省告示第 177 号)

適用期日:2025 年 10 月 1 日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024 年 5 月 8 日付 厚生労働省告示第 196 号](#)

有機分析箇所 織田美里

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書](#)

[\(CDP 洗浄法\)\(案\)に対する意見募集について](#)

2. [令和6年度浄化槽法施行状況検討会の開催について](#)

化学物質管理強調月間が創設 されます

厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間が創設されます。本月間は 2025 年 2 月を第 1 回とし、毎年 2 月に実施されます。主唱者等で広報資料等の作成・配布、スローガン等の選定が実施されるほか、化学物質管理の実施者には下記(ア)～(カ)の実施事項が検討されています。

(ア) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

(イ) スローガン等の掲示

(ウ) 化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰

(エ) 有害物の漏えい事故等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(オ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

(カ) 日常の化学物質管理の総点検

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024 年 4 月 26 日付 厚生労働省 報道発表資料](#)

有機分析箇所 杉山みなみ



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



過去の記事はこちら

お問い合わせはこちら 